

## 仕 様 書

### 1. 件名

平成 30 年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進

「HOMI 2019 (HOME MILANO) 1 月展」における商談代行及び事業者支援等業務委託

### 2. 目的

平成 30 年度「東京手仕事」プロジェクト普及促進の一環として「東京手仕事」ブランドの海外発信、支援商品の海外販路開拓、普及促進を目的に国際展示会「HOMI 2019 (HOME MILANO) 1 月展」に出展する。本展示会に出展する支援認定事業者（以下、「支援事業者」という）の商品 PR、新規取引先開拓による販路拡大、認知度向上を推進することで、海外における販路確保と流通のシステム構築を図り、支援事業者の持続的な成長と自立を目的とする。展示会の会期中及び会期後の商談代行、並びに支援事業者商品の受発注窓口業務を委託することにより、東京の伝統工芸品の海外における流通販売先を確保し、継続取引可能な海外のマーケットを構築する。

なお、業務履行については、以下に記載の当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること

「東京手仕事」プロジェクト公式サイト

ブランドサイト : <https://tokyoteshigoto.tokyo/>

参加事業者サイト : <http://tokyo-craft.jp>/<https://tokyoteshigoto.tokyo/>

### 3. 展示会名・日時・場所

(1) 展示会名: HOMI 2019 (HOME MILANO) 1 月展

(2) 日時: 平成 31 年 1 月 25 日 (金) から 28 日 (月) 9 時 30 分から 18 時 30 分まで (28 日は 18 時まで)

※ 搬入・展示は、1 月 24 日 (金) を予定

※ 搬出は、1 月 28 日 (月) 18 時以降を予定

(3) 場所: Fiera Milano Strada Statale del Sempione, 28 - 20017 Rho (Milano)

### 4. 出展スペース (予定)

HALL 10 展示スペース 約 72 平米

### 5. 委託内容

#### (1) 会期前準備

(ア) 展示会開催前における公社との事前打ち合わせをおこなうこと

(イ) 支援事業者向け説明会 (平成 30 年 11 月 14 日 (水) 開催予定) において、当商談代行、並びに支援事業者商品の受発注窓口業務について、出席者に対して説明をおこなうこと

(ウ) 本業務委託にあたって、受託者は、支援事業者 (別紙 1) と商談代行契約 (受注、発注、国際物流に関わる一切) を締結すること。なお、本業務委託において生じた売買による販売手数料の請求を受託者はおこなわないこと

(エ) 出展商品については、別紙 1 の対象商品を基本とする。受託者は、出展するすべての支援事業者と直接、面談し事業内容や商品等の把握をおこなう。また商品にバリエーション等の場合は出展商品の選定をおこない、その結果を公社担当職員に報告、協議のうえ最終決定すること

(オ) 当委託事業者は商品情報シート (商品に関する必要情報を全てまとめたもの) を作成し、出展商品の国際物流業務をおこなう委託事業者と連携をとり、支援事業者に関する商品情報を双方

で共有すること

- (カ) 支援事業者とバイヤー等取引顧客の取引形態（国際物流、受発注システム、在庫管理、営業方法、入金確認、バイヤー商談時の卸売価等）を把握しあらゆる商取引形態にも十分対応すること
- (キ) 支援事業者が取引する際の取引条件詳細（海外での卸価格、支払条件、輸送費の負担元、納期、保険、最低発注ロット等）の確認をおこないスペックシート（公開可能な商品仕様書）を作成し、公社担当職員に共有すること
- (ク) 海外バイヤーとの取引経験がない支援事業者については、取引条件設定に際しての適切なアドバイスをこなうこと
- (ケ) 展示ブースでの商品ディスプレイ計画およびブースでのディスプレイをおこない、現場状況に応じて必要な小物類（演出小道具、素材等）を手配し展示環境を整えること
- (コ) 展示する事業者概要 POP を作成すること。形状及び構成等の詳細については公社担当職員と協議すること
- (サ) 展示する商品概要 POP（プライスカードを兼ねたもの）を作成すること。形状及び構成等の詳細については公社担当職員と協議すること
- (シ) 商談時のツールとしてオーダーシート、および商談シートの作成をおこなうこと
- (ス) 国内指定集荷倉庫での荷受け時、及び展示会場での開梱時に商品の不足、破損についての全商品検品をおこなうこと
- (セ) 展示会開催前に、対象となる欧州所在バイヤー・顧客（以下、「バイヤー等」という）300 者以上に対し案内状の送付をおこない「東京手仕事」の出展 PR を行うこと。案内状は、画像を効果的に用いる等の手段でバイヤー等の来場に繋がる内容・デザインとし、案内状及び送付対象先は、事前に公社担当職員と協議のうえ、決定すること。また、案内状の送付先と会期中の来場有無を照合できるように準備すること。なお、個人情報の取扱いにあたっては、GDPR（EU 一般データ保護規則）に留意した対応を行うこと
- (ソ) 後項（2）（ア）に示すブーススタッフ（5 名）は、商品情報シート、スペックシート及び公社が提供するブランディングツール（ブランドサイト、ブランドブック等）を用いて、「東京手仕事」の事業内容や商品情報等、商談時に必要な情報を十分に把握・理解しておくこと

## （2）会期中

- (ア) 商談業務者としてブースにスタッフを 5 名配置し、商品説明、受注業務、商品管理をおこなうこと（搬出入時の検品・展示作業も含む）。なお、配置スタッフは、最低 3 か国語以上（必須は日本語・英語・イタリア語）での商談対応が可能な者で、国際見本市での商談経験を有していること。なお、受託業務にあたり必要となる会場への入館証は、受託者にて用意すること
- (イ) 前項(ア)のブーススタッフは各日、展示会開催時刻の少なくとも 1 時間前にはブースに集合のうえ、展示作業を行うと伴に、公社担当職員を含めた全体ミーティングにより運営に必要な情報共有を行うこと。また、各日、展示会終了時刻以降、展示商品の格納等の撤収作業を行うこと
- (ウ) 会期中、本展示会での商談（バイヤー情報（案内状送付の有無を含む）、業種、受注内容、販売先情報等）は全て記録し、纏めた日報を日ごとに作成すること
- (エ) 商談の状況に応じ現地から支援事業者へ適宜連絡を取り、支援事業者の判断を仰ぎながら対処すること
- (オ) 実演事業者のアテンドが必要かを個々に確認し、必要な場合は現地にて対応すること

## （3）会期後

- (ア) 会期終了当日に商品梱包・搬出作業をおこなうこと
- (イ) 会期後に接触したバイヤー、顧客等とコンタクトを取り、商談成約に結び付けるための交渉をおこなうこと。なお交渉では、随時支援事業者と連絡を取りバイヤーとの交渉内容について確

認・調整をおこなうこと

- (ウ) 会期後から平成 31 年 3 月 31 日まで、支援事業者に代わり海外における商談代行(受注、発注、国際物流に関わる一切)をおこなうこと。なお、海外への輸出経験のない支援事業者に対しては適宜アドバイスをおこなうこと
- (エ) 商品梱包時に、盗難、破損がないか全ての商品検品をおこなうこと
- (オ) 会場内の状況(商品ディスプレイ前、設置中、会期中及び閉会までの状況)を動画及び静止画で撮影し、その撮影した内容は、会期終了後、速やかに公社担当者にデータで提出すること
- (カ) 会期後 1 か月以内に、会期中の商談記録を纏め公社に中間報告書として提出すること。また会期中及び会期後における商談内容を分析し、結果をまとめたものを平成 31 年 3 月 31 日までに最終報告書として提出すること。なお、中間報告書及び最終報告書の様式は、公社から受託者に提供するものを使用すること

## 6. 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること

- (1) 東京都における平成 29・30 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「委託種目 190・その他の業務委託等」または「委託種目 125 市場・補償鑑定関係調査業務」で登録があり「C」以上に格付けされているものであること
- (2) 海外における国際見本市において、消費財(BtoC 関連商材)の商談業務を行った経験及び海外での販売代行業務(卸売業務を含む)経験があること
- (3) 欧州並びに海外主要都市に向けた販売代行業務が可能であり、支援事業者との密接なコンタクトも支障なく行える体制を日本国内に有すること
- (4) 東京都における伝統工芸品の現状と課題及び伝統工芸品の普及促進に関する十分な知見を有すること
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (6) 東京都暴力団排除条例(平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号)に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る)でないこと

## 7. 履行場所

(公財)東京都中小企業振興公社(以下、「公社」と言う。)が指定する場所

## 8. 契約期間

契約確定日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日(日)まで

## 9. 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 10. 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りではない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

## 11. 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること

(2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報 は 公 社 の 保 有 個 人 情 報 で あり、その取 扱 い に つ い て は、別 紙 2 「個 人 情 報 に 関 す る 特 記 事 項」を 遵 守 す る こ と。

12. 暴 力 団 等 排 除 に 関 す る 特 約 条 項

暴 力 団 等 排 除 に 関 す る 特 約 条 項 に つ い て は、別 紙 3 に 定 め る と ころ に よ る。

13. 環 境 に 良 い 自 動 車 利 用

本 契 約 の 履 行 に 当 た っ て 自 動 車 を 使 用 し、又 は 利 用 す る 場 合 は、都 民 の 健 康 と 安 全 を 確 保 す る 環 境 に 関 す る 条 例（平 成 12 年 都 条 例 第 215 号）の 規 定 に 基 づ き、次 の 事 項 を 遵 守 す る こ と

(1) デ ィ ー ゼ ル 車 規 制 に 適 合 す る 自 動 車 で あ る こ と

(2) 自 動 車 か ら 排 出 さ れ る 窒 素 酸 化 物 及 び 粒 子 状 物 質 の 特 定 地 域 に お け る 総 量 の 削 減 等 に 関 す る 特 別 措 置 法（平 成 4 年 法 律 第 70 号）の 対 策 地 域 内 で 登 録 可 能 な 自 動 車 利 用 に 務 め る こ と。な お、適 合 の 確 認 の た め に、当 該 自 動 車 の 自 動 車 検 査 証（車 検 証）、粒 子 状 物 質 減 少 装 置 装 着 証 明 書 等 の 提 示 又 は 写 の 提 出 を 求 め ら れ た 場 合 に は、速 や か に 提 示 又 は 提 出 す る こ と

14. 支 払 い 方 法

履 行 確 認 後、適 法 な 支 払 請 求 書 を 提 出 し た 日 か ら 30 日 以 内 に 指 定 口 座 に 払 い 込 む も の と す る。

15. そ の 他

(1) こ の 仕 様 書 に 疑 義 が 生 じ た 場 合 は、そ の 都 度、公 社 と 協 議 し 定 め る こ と と す る。

(2) 契 約 金 額 に は、本 仕 様 書 に 定 め る も の の ほ か、本 業 務 の 履 行 に 必 要 と な る 一 切 の 経 費 を 含 む。

16. 連 絡 先

（公 財）東 京 都 中 小 企 業 振 興 公 社 総 合 支 援 部 城 東 支 社

米 澤 ・ 國 分 ・ 山 田

電 話 03-5680-4631 FAX 03-3251-7888